千代田区で活用できるマンション関連支援制度

令和5年8月18日

■マンション関連支援制度の概要 $4 \sim 20$

■マンション関連支援制度の活用例 $21 \sim 25$



URL: www.mm-chiyoda. or. jp

		対象		実施主体			
■マンション関連支援制度の一覧	分譲マンション	の所有者等 賃貸マンション	その他	千代田区	まちみらい	東京都	その他
長期修繕計画		•			-	-	
(1)マンション総合相談窓口	0	0	0		0		
(2)マンション劣化診断調査費助成制度	0	0			0		
(3)マンション管理アドバイザー制度	0		0				O %1
大規模修繕工事							
(1)マンション総合相談窓口(再掲)	0	0	0		0		
(3)マンション管理アドバイザー制度(再掲)	0	0	0				O %1
(4)分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成	0				0		
(5)マンション改良工事助成	0					0	
(6)マンション建替え・改修アドバイザー制度	0	0	0				O %1
(7)まちづくりアドバイザー派遣	0		0		0		
(8)マンション再生方針検討助成	0				0		
(9)マンション再生計画検討助成	0				0		
建替え							
(1)マンション総合相談窓口(再掲)	0	0	0		0		
(6)マンション建替え・改修アドバイザー制度(再掲)	0	0	0				O %1
(7)まちづくりアドバイザー派遣(再掲)	0		0		0		
(8)マンション再生方針検討助成(再掲)	0				0		
(9)マンション再生計画検討助成(再掲)	0				0		
(10)再開発・共同建築等推進組織に対する助成			0		0		
(11)マンション建替えに伴う都営住宅(仮住居)の 提供			0			0	
(12)都心共同住宅供給事業			0	0			
(13)建築物共同化住宅整備促進事業			0	0			
(14)優良建築物等整備事業	0		0	0			
(15)耐震性不足マンション等建替促進助成事業	0	0	0	0			

		対象			実施主体			
■マンション関連支援制度の一覧	分譲マンション	の所有者等	その他	千代田区	まちみらい	東京都	その他	
耐震改修								
(1)マンション総合相談窓口(再掲)	0	0	0		0			
(2)マンション劣化診断調査費助成(再掲)	0	0			0			
(7)まちづくりアドバイザー派遣(再掲)	0		0		0			
(8)マンション再生方針検討助成(再掲)	0				0			
(9)マンション再生計画検討助成(再掲)	0				0			
(16)マンションアドバイザー派遣	0	0		0				
(17)マンション耐震診断助成	0	0		0				
(18)マンション補強設計助成	0	0		0				
(19)マンション耐震改修等助成	0	0		0				
(20)特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成	0	0		0				
防犯・防災対策								
(1)マンション総合相談窓口(再掲)	0	0	0		0			
(21)マンション防災計画等の策定支援 【マンション防災アドバイザー派遣】	0	0			0			
(22)エレベーター非常用備蓄キャビネット配付	0				0			
(23)マンションの災害用資器材等購入費助成	0	0	0		0			
(24)マンションA E D設置	0				0			
(25)マンション安全・安心整備助成	0				0			

		対象			実施主体			
■マンション関連支援制度の一覧	分譲マンション	の所有者等	その他	千代田区	まちみらい	東京都	その他	
その他の制度								
(26)マンション管理組合顧問派遣	0		0		0			
(27)マンションのコミュニティ活性化事業助成	0				0			
(28)マンションの総会会場費助成	0				0			
(29)高齢者福祉住環境整備			0	0				
(30)ヒートアイランド対策助成	0	0	0	0				
(31)省エネルギー改修等助成	0	0	0	0				
(32)クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成	0		0	0				
(33)充電設備導入促進事業	0	0	0				O *2	
(34)アスベスト含有調査助成	0	0	0	0				
(35)アスベスト除去工事の助成	0	0	0	0				
(36)まちづくり融資(短期事業・高齢者向け)(建替え)			0				O %3	
(37)マンション共用部分リフォーム融資(大規模修繕)	0						O %3	

- ※1 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
- ※2 公益財団法人 東京都環境公社
- ※3 独立行政法人 住宅金融支援機構

【注意】

例外はありますが、一般的な千代田区の助成制度は、助成申請後、内定通知を受け 取ってからの業者契約でないと助成対象となりません。申請前には必ず、担当課もし くはまちみらい千代田までご連絡ください。

■マンション関連支援制度の概要

(1) <無料>マンション総合相談窓口(公益財団法人まちみらい千代田)

対		象	・マンション関係者
内		歇	・管理組合運営等、マンションに関する各種相談 ・マンション防災計画や各種助成制度について
連	絡	先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(2) マンション劣化診断調査費助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
	・調査に要する費用(消費税を除く)の2/3、上限50万円(10年に1回)
	・調査を行い国土交通省の長期修繕計画ガイドライン・長期修繕計画標準様式に
助 成 額	基づき長期修繕計画を作成した場合は上限を 80 万円に引き上げ
	・建物の簡易耐震診断調査を行う際には、対象費用(消費税を除く)の2/3、
	上限20万円(1管理組合1回のみ)
	・建築基準法その他関係法令に適合していること
対象物件	・現に住宅として使用されていること
刈	・建築後8年以上経過していること
	・簡易耐震診断については、分譲マンションのみが対象
対象項目	・建物の防水、壁面、鉄部、電気設備、給排水設備等に関する調査委託経費及び
別	長期修繕計画作成経費、簡易耐震診断に係る費用
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(3) <有料>マンション管理アドバイザー制度((公財)東京都防災・建築まちづくりセンター)

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意団体、区分所有者、賃貸マンシ
派	ョン所有者
派 遣 料	Aコース(講座編):16,500円 (相談編):25,300円 ※消費税込み
対象物件	・東京都内の分譲マンション、賃貸マンション
	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。
	・Aコース:テキスト(別途有料)に基づき基本的なことのアドバイスを行なう
	(マンションの管理、長期修繕計画、管理委託、計画修繕工事、
対象項目	滞納管理費・修繕積立金督促、管理組合の設立等)
刈 豕 垻 口	・Bコース:個別具体的な相談内容について、事前に資料等の提供をうけた上で
	適切なアドバイスを行なう(管理組合の設立・運営、管理組合の財
	務、管理委託、修繕計画作成や修繕積立金等の設定、建物・設備等
	の劣化診断等及び修繕工事の相談、維持管理等)
連絡先	・まちづくり推進課 電話 03-5989-1453

(4)分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
助 成 額	・債務保証料もしくは 100 万円のどちらか低い額
対象物件	・住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け
XI 家 彻 针	(公財)マンション管理センターに債務保証を委託した管理組合
対象項目	・マンションの共用部分工事
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(5)マンション改良工事助成(東京都)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
	・利子補給額は、(独)住宅金融支援機構の金利が1%(1%未満の場合は、当
	該金利)低利になるように都が利子補給
助 成 額	・対象額は、(独)住宅金融支援機構から融資を受けている額(融資対象工事
	費、工事費-補助金)
	・利子補給期間は、最長 20 年間
	・都内に所在する、耐火構造の分譲マンション
	・(独)住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」を受け、
対象物件	(公財)マンション管理センターに債務保証を委託した管理組合
	・旧耐震基準マンションについては、耐震診断又は簡易な耐震診断を実施してい
	ることなど
募集戸数	・5,000戸(令和6年2月22日まで受付、但し募集戸数に達した時点で締切)
	・マンションの耐震補強、バリアフリー化、外壁等共用部分の修繕
対象項目	(マンションの共用部分の計画的な改良修繕)
	・(受付) 東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課 電話 03-5320-7532
	・(融資)(独)住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部
連絡先	マンション・まちづくり融資グループ
	電話 03-5800-9366
	・(債務保証) (公財)マンション管理センター 電話 03-3222-1518

(6)マンション建替え・改修アドバイザー制度((公財)東京都防災・建築まちづくりセンター) <有料>

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、区分所有者の任意の団体、区分所有者(Aコース のみ)、賃貸マンション所有者
派遣料	・Aコース:16,500円、Bコース:25,300円~588,500円(内容による) ※消費税込み
対象物件	・東京都内の分譲マンション、賃貸マンション
対象項目	・専門家を派遣し、以下の説明を行う。 ・Aコース(入門編) 建替えやマンション敷地売却など法制度や都のマンション関連支援制度、 建替えや修繕の検討に係るマニュアル、建替えに向けた合意形成の進め方などの説明を行う ・Bコース(検討書作成) マンション建替え・改修検討書を作成し、説明を行う
連絡先	・まちづくり推進課 電話 03-5989-1453

(7) <無料>まちづくりアドバイザー派遣(公益財団法人まちみらい千代田)

派遣対象	・既設建物等の保全や活用、共同建築、再開発、マンションの建替え・維持管理 等を通して地域の活性化に貢献するまちづくり事業を行うもの
	・まちづくりに関する相談、情報提供、制度の紹介及び活動に関する助言や支援
派遣料	・無料
派遣回数	・1回2時間以内、年度内6回まで
	・千代田区内における自主的かつ継続的なまちづくり活動(既設建物の保全・活
対象項目	用、共同建替え、再開発、マンションの建替え・維持管理等)に対して、専門
	家を派遣しアドバイスを行う
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(8)マンション再生方針検討助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・概ね築 30 年を経過した分譲マンションの管理組合等
	・調査に要する費用(消費税を除く)の1/2、3年間で助成総額100万円
助成額	(同一年度内、1回払い)
以以。	※申請後、助成対象と認定された場合、助成金を前金払いし、事業終了後精算
	する助成制度です。
助成期間	・再生推進決議が議決されるまで。もしくは助成申請から3年間を限度とする。
	・方針検討費用(再生方針の検討プランの作成費、再生の方針を決める上でのコン
対象項目	サルタント等の費用も含む)
刈	・勉強会等開催経費(消耗品費、印刷費、通信費、会場費、勉強会講師費用等。
	ただし、飲食経費は除く)
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(9)マンション再生計画検討助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・概ね築 35 年を経過した分譲マンションで、再生推進決議が議決されている マンションの管理組合
助 成 額	・調査に要する費用(消費税を除く)の1/2、3年間で助成総額100万円 (同一年度内、1回払い) ※申請後、助成対象と認定された場合、助成金を前金払いし、事業終了後精算 する助成制度です。
助成期間	・再生決議が議決されるまで。もしくは助成申請から3年間を限度とする。
対象項目	・計画検討費用(マンション再生を推進するためのコンサルタント委託費用等) ・事務費(消耗品費、印刷費、通信費、会場費、講師料等) ・広報費
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(10)再開発・共同建築等推進組織に対する助成(公益財団法人まちみらい千代田)

			・再開発や共同建築を検討する組織等
助	成 対	象	・活動又は調査研究の予算を有し、3か月以上継続して活動をしていること
			・活動又は調査研究の定款や規約を定め、地権者等が2以上含まれていること
助	成	額	・助成対象経費の合計額の1/2、上限50万円 (3年間を限度)
5.1	象項	1	・組織の運営に関して必要な調査研究費、事務費(消耗品費、印刷費、通信費、
Ϋ́J	豕 垻	П	会場費等)、街づくり事業費、広報費、その他
連	絡	先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(11)マンション建替えに伴う都営住宅(仮住居)の提供(東京都)

	・「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」(建替え円滑化法)による建
 対	替えや敷地売却事業を予定しているマンションの居住者で、都営住宅の入居要
刈	件(収入等)を満たすもの
	・「利用意向調査票」を提出したもの
対象項目	・仮住居として都営住宅を提供する
連絡先	・東京都住宅政策本部民間住宅部 マンション課マンション建替え支援担当
建 桁 亢	電話 03-5320-4941

(12)都心共同住宅供給事業(千代田区)

CONTRACTOR OF STATE O			
助成対象	・区長の事業計画承認及び都知事の認定を受けているもの		
助 成 額	・助成対象経費の3分の2以内		
	・住宅要件		
	(1)専用面積 50 ㎡以上で2以上の居住室を有する(単身者は 30 ㎡以上として住 戸数の1/3以内)		
	(2)各住戸が台所、水洗便所、洗面設備、浴室等を備えていること		
	(3)家賃・分譲価格が中堅労働者を対象としていること		
	(4)賃貸住宅の場合は、適正な管理が 10 年以上行われること		
対象物件	(5)分譲住宅の場合は、住宅が住宅以外の用途に供されないための担保措置を講		
	じること。		
※これ以外に	(6)賃貸・譲受人を公募・抽選等の公正な方法で選定すること		
も細かい認定	(7)共同化建築物は「住宅の品質確保の推進等に関する法律」に定める日本住宅		
基準が定めら	性能表示基準・等級以上であること 他		
れている	・敷地要件		
	(1)計画的な街づくりを推進している区域		
	(2)敷地面積 300 m以上、地区面積 500 m以上		
	(3)敷地内に基準値以上の空地を確保すること		
	(4)幅員6メートル以上の道路に4メートル以上接すること		
	(5)地階を除く階数が3以上の耐火建築物		
	(6)2以上の地権者による共同建替え(共同化タイプ)であること		
対象項目	・共同施設整備費(共用部、空地等整備費)		
連絡先	・環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312		

(13)建築物共同化住宅整備促進事業(千代田区)

助成対象	・事業の要件を満たし区長の事業認可を受けているもの
助成額	・認定住宅1戸当り300万円(ただし単身向け住宅は1戸当り150万円)で
功 以 缺	算出された額を総補助金額とする
	・地権者の異なる2敷地以上の共同化またはコーポラティブ方式による共同建替
	・敷地面積が概ね 150 ㎡以上
	・一定規模以上の空地率(建築基準法施行令第136条第1項に規定する数値)及
対象物件	び接道部緑化率 20%以上
X1 3K 10J T	・認定住戸(住戸面積 55 ㎡以上、2以上の居住室等を備えるもの)の戸数が従
	前戸数プラス2戸以上
	(単身者向けは 37 ㎡以上で全戸数の 1 / 3 以下、ワンルームは不可)
	※上記以外にも細かい認定基準が定められている
対象項目	・共同施設整備費(共用部、空地等整備費)
連絡先	・環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(14)優良建築物等整備事業(千代田区)

助	成 対	象	・事業の要件を満たし区長の事業認定を受けているもの
助	成	額	・予算範囲内で、1戸あたり 150 万円
対	象 物	件	・従前マンションの耐震性能が新耐震基準に合致していない(耐震不足である)こと ・敷地面積:500 ㎡以上(隣接地を含むことができる) ・敷地内に一定規模以上の空地及び公開空地を有すること ・階数が3以上で、かつ、耐火建築物であること ・建替え後のマンションの延べ床面積の3分の2以上を住宅の用に供すること ・各住戸の床面積は50 ㎡以上。ただし単身向け住戸は25 ㎡以上とし、総住戸数の3分の1の戸数を上回らないこと ・寝室、居間等の居住室が2以上であること ・台所、水洗便所、浴室、収納設備を備えていること ・建築後、計画期間を30年以上に設定した長期修繕計画を作成すること ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対	象 項	目	・共同施設整備費(共用部、空地等整備費)
連	絡	先	・環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(15)耐震性不足マンション等建替促進助成事業(千代田区)

助	成 対	象	・事業の要件を満たし区長の事業認定を受けているもの
助	成	額	・予算範囲内で、1戸あたり 150 万円
対	象 物	件	・従前マンションの耐震性能が新耐震基準に合致していない(耐震不足である) こと ・敷地面積:150 ㎡以上(隣接地を含むことができる) ・敷地内に一定規模以上の空地及び公開空地を有すること ・階数が3以上で、かつ、住居戸数が5戸以上 ・建替え後のマンション等の居住用部分の延べ床面積が2分の1以上 ・各住戸の床面積は50 ㎡以上。ただし単身向け住戸は25 ㎡以上とし、総住戸数 の3分の1の戸数を上回らないこと ・寝室、居間等の居住室が2以上であること ・台所、水洗便所、浴室、収納設備を備えていること ※上記以外にも細かい認定基準が定められている。
対	象 項	目	・共同施設整備費(共用部、空地等整備費)
連	絡	先	・環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係 電話 03-5211-4312

(16)マンションアドバイザー派遣(千代田区)

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンション所有者
派遣内容	・耐震診断の必要性及び耐震改修工事が必要になった場合の工事全般に係る助言 を行う専門家の派遣
対象項目	・耐震診断の必要性の判断: (3回まで) ・耐震改修工事が必要になった場合の改修工事全般: (1回まで)
連絡先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4310

(17)マンション耐震診断助成(千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
助 成 額	 ・分譲マンション 緊急輸送道路沿道 耐震診断費用の 100%、限度額 700 万円 一般道路沿道 耐震診断費用の 100%、限度額 600 万円 ・賃貸マンション 緊急輸送道路沿道 耐震診断費用の 80%、限度額 560 万円 一般道路沿道 耐震診断費用の 75%、限度額 450 万円
対象物件	・木造以外の建築物 ・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの ・昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物(旧耐震建築物) ・原則として建築基準法に適合していること
対象項目	・設計図書等による耐震診断やコンクリートのコア抜き、配筋状態の調査等に 要する費用の全部または一部
連絡先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4310

(18)マンション補強設計助成(千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
	・緊急輸送道路沿道 補強設計費用の 100%、限度額 750 万円
助 成 額	・一般道路沿道 補強設計費用の2/3、限度額500万円
	※いずれの場合も補強設計費用は、2,000円/㎡を限度
	・木造以外の建築物
	・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの
対象物件	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得た建築物(旧耐震建築物)
	・原則として建築基準法に適合していること
対象項目	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要な場合に補強設計に係る費用の一部助成
73	
連絡先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4310

(19)マンション耐震改修等助成(千代田区)

明式社会	・ 公辞フンミュンの答理組合 を登立さらっての正方者
助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
	(1)緊急輸送道路沿道のマンション
	助成額:耐震改修工事に要した費用×2/3 (床面積が5,000 ㎡を超え10,000
助成額	㎡以下の部分は1/3) 限度額:2億5,099万円
以以饮	(2) 一般道路沿道のマンション
	助成額:耐震改修工事に要した費用×1/3、 限度額:1億6,733万円
	※いずれの場合も耐震改修工事に要した費用は、50,200円/㎡が限度
	・木造以外の建築物
対象物件	・共同住宅の用に供する部分が延べ床面積の1/2を超えるもの
刈 承 彻 什	・昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物(旧耐震建築物)
	・原則として建築基準法に適合していること
	・耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった場合に耐震改修等に係る費用の
対象項目	一部を助成
連絡先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4310

(20)特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成(千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者
	・特定緊急輸送道路に接していること
	・建物の高さが概ね特定緊急輸送道路の幅員の1/2を超えるもの
対象物件	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得た建築物(旧耐震建築物)
	・原則として建築基準法に適合していること
対象項目	・補強設計、耐震改修等に要した費用の一部を助成
	・補強設計:10/10
助成率等	・耐震改修:9/10 (床面積が 5,000 ㎡を超える部分は 17/30)
	※いずれの場合も床面積に基づく限度額あり
連絡先	・環境まちづくり部 建築指導課 構造審査係 電話 03-5211-4310

(21) <無料>マンション防災計画等の策定支援【マンション防災アドバイザー派遣】

(公益財団法人まちみらい千代田)

派遣対象	・分譲マンションの管理組合、賃貸マンション所有者
派 遣 料	無料
	・マンション防災計画及び震災マニュアル作成に関すること
派遣内容	・マンションの防災対策に関すること
	について、専門家を派遣しアドバイスを行う。
派遣回数	・1回2時間以内、年度内6回まで
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(22) <無料>エレベーター非常用備蓄キャビネット配付(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
内 容	・エレベーター非常用備蓄キャビネットを配付(飲料水、ラジオ付きライト、簡
	易トイレなどを収納)
	・管理規約が整備された団体で建築基準法その他の関連法令に適合していること
対象物件	・全戸数の半数以上、又は 10 戸以上が住宅として使用していること
	・防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時にお
	いて、1年以内に策定することが確約できること
	・これまでにキャビネットの配付を受けていないこと
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(23)マンションの災害用資器材等購入費助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
	・賃貸マンションの所有者(個人・従業員 300 人未満の所有会社)
	・分譲マンション(新規) 対象経費の2/3 限度額20万円(※)
助成額	分譲マンション(更新) 対象経費の1/2 限度額 15 万円(※)
100 100 60	・賃貸マンション 対象経費の1/2 限度額10万円(※)
	※浸水対策を行う場合は 20 万円増額
	・管理規約が整備された団体で建築基準法その他の関連法令に適合していること
対象物件	・全戸数の半数以上、又は 10 戸以上が住宅として使用していること
	・防災計画等を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時に
	おいて1年以内に策定することが確約できること
	・水(保存できるもの)、食料(保存できるもの)、携帯トイレ、携帯ラジオ
資器材等	(情報収集用)、懐中電灯、発電機、ポリバケツ(タンク)、毛布(ブランケ
購 入 例	ット)、使い捨てカイロ、安否確認シート、救助資器材(バール等)、止水
	板、水のうなど
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(24) <無料>マンションAED設置(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・分譲マンションの管理組合
内 容	・AED(自動体外式除細動器)の設置
	・管理規約が整備されている団体であること
	・建築基準法その他の関連法令に適合していること
対象物件	・半数以上、又は 10 戸以上が住宅として使用していること
	・防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時にお
	いて1年以内に策定することが確約できること
	・マンション居住者以外も使用できる場所にAEDが設置可能なこと
11 異 悠 の	・「AEDの設置マンション」のポスター、ステッカー等による表示
設置後の対応	・マンション内で、AED設置場所、使用方法の周知
	・設置期間は3年とし、延長の場合は再申請
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(25)マンション安全・安心整備助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象者	・分譲マンションの管理組合
対象要件	・管理規約が整備され、総会・理事会等でマンション安全・安心整備について実施
	することを議決していて、費用についても予算措置をしていること
	・防災計画等を策定している、又は防災計画を策定していないが、申請時において
	1年以内に策定することが確約できること
	・建築基準法その他関係法令に適合していること
	・全戸数の半数又は 10 戸以上を住宅として使用していること
	・階段手すり設置その他安全に資する改修工事:工事費の1/3かつ上限100万円
	・エレベーターの地震時管制運転装置・戸開走行保護装置設置:設置費用の1/3
	かつ上限 30 万円
	・エレベーターの地震時管制運転装置、戸開走行保護装置を設置したうえで、停電
助成額	時自動着床装置を含むエレベーターのリニューアル工事を行う際:
以及一般	設置費用の1/3かつ上限100万円
	・マンションの共用部分に防犯機器(防犯カメラ・記録装置・人感センサー付きラ
	イト等)を設置する際には、機器代及び設置費用の1/2かつ上限 30 万円
	(防犯機器の更新・増設の場合には費用の1/2かつ上限 20 万円)
	※いずれも専門業者による工事に限る
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(26)マンション管理組合顧問派遣(公益財団法人まちみらい千代田)

派遣対象	・千代田区内に建設された、概ね築 35 年を経過した分譲マンションの管理組合等
	・まちみらい千代田で相談後、マンションの建物及び管理組合の運営状況等につ
	いて詳細なヒアリングを行い、顧問派遣を行うかを判断する
	・派遣された管理組合の管理者、その他関係者に対し、マンション管理の適正化に
内容	向け指導、助言、その他必要な作業を行う
	・派遣される顧問は、マンション管理の国家資格を有する、経験豊富な「マンショ
	ン管理士」(まちみらい千代田の職員も同行する場合があります)
派遣期間	・初めての派遣から1年間を限度とする
ヒアリング	・建物躯体について・・管理組合の管理状況等について
の 内 容	・管理組合員について ※ヒアリングは職員とマンション管理士が行う
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(27) マンションのコミュニティ活性化事業助成(公益財団法人まちみらい千代田)

対象団体	・管理組合又はマンション内自治会であること
	・マンション連絡会の会員であること
内 容	・マンションと地域のコミュニティ活性化のため、管理組合等でコミュニティ活
	動(イベント等)を行う際、その経費の一部を助成
対象事業	・自主的に企画し実施する事業であること
刈 	・マンションと地域のコミュニティ活性化を図る事業であること
	対象経費の総額の2分の1で、下記の額が限度
	① 当該マンションの住民のみを対象とした事業 3万円(※1)
助成限度額	② 住戸数が概ね 100 戸以上のマンションが実施する事業 5万円(※1)
	③ 住戸数が 200 戸以上のマンションが実施する事業 7万円(※1)
	※1 周辺地域の住民も参加できるイベントの場合は上限額を1万円増額
	(要件によっては対象とならない事業もあります)
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(28) マンションの総会会場費助成(公益財団法人まちみらい千代田)

助成対象	・千代田区内の分譲マンションで、管理規約が整備され建築基準法その他の関係
	法令に適合していること
	・全戸数の半数以上、又は 10 戸以上が住宅として使用されていること
	・千代田区マンション連絡会の会員であること
	・マンションの適正な管理運営を支援するため、管理組合総会(臨時総会を含む)
内 容	で開場を借りた際にかかる会場費用を助成
	※助成は会場費用のみで、飲食やマイク等の付帯設備の使用料は含まない
助成限度額	・マンション防災計画を策定しているマンション 6千円
	・マンション防災計画を策定していないマンション 3千円
連絡先	・住宅まちづくりグループ 電話 03-3233-3223

(29)高齢者福祉住環境整備(千代田区)

助成対象	・千代田区内に住所を有する 65 歳以上の方で、日常生活の動作等に困難があ
	り、区が調査を行なった結果、介護予防・自立支援の観点から居住している区
	内住宅の改修等が必要と認められた方
	・自立支援設備改修等給付については、要支援・要介護認定を受けていること
	・介護予防住宅改修等給付の給付額は同一住宅で給付限度額 20 万円の範囲
	・介護予防住宅改修等給付の利用者負担率は 10%
	・自立支援設備改修等給付は同一住宅で各1回限りの利用で、給付限度額は改修
	内容に応じて決まる
	・浴槽の取替え 379,000円
	・流し・洗面台の取替え 156,000円
조숙 45 1 1	・便器の洋式化 106,000円
助成額	・階段昇降機の設置 1,000,000円
	・ホームエレベーター設置 700,000円
	・卓上用IHクッキングヒーターの購入 20,000円
	・自立支援設備改修等給付の利用者負担率は、介護保険料段階に応じて 10~60%
	・利用者負担額は、(給付限度額)×(利用者負担率)
	(+給付限度額を超えた場合はその差額+改修給付対象外工事費)
	・生活保護受給の場合は、利用者負担額は免除
	・介護予防住宅改修等給付(手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止や移動の
対象項目	円滑化を目的とした床材の変更、引き戸等への扉の取替え、便器の洋式化等)
	・自立支援設備改修等給付(浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式
	化、階段昇降機設置、ホームエレベーター設置、卓上用IHクッキングヒータ
	一の購入)
連絡先	・保健福祉部 高齢介護課 介護事業指定係 電話 03-5211-4336

(30) ヒートアイランド対策助成(千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者
	(所有者の承諾が必要)
助 成 額	・導入した対策による(上限額有)
	・屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化、高反射率塗料・熱交換塗料(屋上・壁
対象項目	面)、日射調整フィルム、窓用コーティング材、遮熱性塗料・熱交換塗料(舗
	装面)、ドライ型ミスト発生装置
備考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載
連絡先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256

(31) 省エネルギー改修等助成(千代田区)

助成対象	・分譲マンションの管理組合及び居住者、賃貸マンションの所有者及び居住者 (所有者の承諾が必要)
助成額	・省エネルギー機器の改修等にかかる対象経費の 20%(LED 照明は 50%、上限額有) ・高効率ガス給湯器は3万円/台
対象項目	・住宅(マンション専有部):太陽光発電システム、 畜電システム、燃料電池システム、高効率ガス給湯器、窓断熱対策、 LED照明(施工業者が行うもの) ・マンションの共用部:LED照明、空調、太陽光発電システム、蓄電システム
備考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載
連絡先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256

(32) クリーンエネルギー自動車充電設備等導入費助成(千代田区)

助成対象	・住宅:区内の新築又は既存の住宅の所有者又は居住者(所有者の承諾を得てい
	る者)
	・マンション共用部:区内の新築又は既存マンションの管理者又は管理組合等
	・急速充電設備 50万円
助成額	・普通充電設備、充電コンセント、充電コンセントスタンド 最大 30 万円
	・V2H 最大50万円
備考	・助成の対象・条件等の詳細については千代田区総合ホームページに記載
	・その他の助成制度については千代田区総合ホームページを参照
連絡先	・環境まちづくり部 環境政策課 電話 03-5211-4256

(33) 充電設備導入促進事業((公財) 東京都環境公社)

助 成 対 象 ・東京都内の集合住宅に設置する充電設備の所有者 (法人・個人・法人格のないマンション管理組合及びリース事業者) ・東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。
(法人・個人・法人格のないマンション管理組合及びリース事業者) ・東京都内の集合住宅において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 内 容
【内 ○ ○ ○ 容
充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・超急速充電設備
設備購入費:全額(機種に応じた上限あり)※
設備工事費:上限 1,600 万円※
・急速充電設備
設備購入費:全額(機種に応じた上限あり)※
設備工事費:上限 309 万円※ 助 成 額
受変電設備設置・改修費(部材費及び労務費):上限 435 万円※
・普通充電設備、V2H等
設備購入費:半額(税抜、機種に応じた上限あり)※
設備工事費: 1基目 上限 81 万円、2基目以降 基数×上限 40 万円※
機械式駐車場の場合 1基目 上限 171 万円、2基目以降 基数×上限 86 万円
※国の補助金を併用する場合は、国補助金を差し引いた額
備 考 ・助成の条件等の詳細についてはクール・ネット東京ホームページに記載
・東京都地球温暖化防止活動促進センター 連絡 先
クール・ネット東京 都市エネ促進チーム 電話 03-5990-5159

(34) アスベスト含有調査助成(千代田区)

助成対象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者		
助 成 額	・ 調査費用を1棟につき 25 万円を限度に助成		
申 請	・ 令和5年12月8日まで		
備考	端 考 · 調査に要した費用を助成します。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。		
連絡先	・ 環境まちづくり部 建築指導課 安全対策担当 電話 03-5211-4315		

(35) アスベスト除去工事等の助成(千代田区)

助	成対	象	・ 分譲マンションの管理組合、賃貸マンションの所有者		
В÷	마 라 娕				・ 工事費用(消費税を除く)の2/3
助	助成	額	※ただし、1棟100万円を限度とし、1,000円未満は切り捨て。		
対		中	・ マンションの共用部分(廊下・機械室・受水槽室・駐車場等)に使用されて		
ΓX	対象		いるアスベスト含有の吹付け材		
申		請	・ 令和5年9月25日まで 注)工事は令和5年12月22日までに完了が必須		
備		考	・ 除去工事業者の選定方法など、いくつか制約があります。詳しくは下記連絡		
7/用		5	先までご連絡ください。		
連	絡	先	・環境まちづくり部 建築指導課 安全対策担当 電話 03-5211-4315		

(36)-1 まちづくり融資〜短期事業資金(独)住宅金融支援機構 (建替え)

	フトットは、一位が中未見立(近)に七立版又16版件 (注目れ)
融資対象者	
	●次の全ての地域要件を満たしていただきます。
	※マンション建替え事業の場合は、地域条件はありません。
	①用途地域が住居系地域、商業系地域、準工業地域等であること
	②防火地域又は準防火地域等であること
	●次のいずれかに該当する事業要件を満たしていただきます。
	①マンション建替え事業
	②共同建替え事業(敷地を共同化して建替えを行う事業)
対象物件	③賃貸建築物建替え事業
	④総合的設計協調建替え事業
※その他詳	⑤地区計画等適合建替え事業
細な要件	●次の全ての建築物要件を新たに建設される建築物が融資対象になります。
あり	①住宅部分の延べ面積の割合が、建築物全体の延べ面積の1/2超
	(マンション建替えに係る建築物の場合は、建築物全体の延べ面積の1/4以上)
	②耐火構造、準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)又はまちづくり省令準耐火
	構造
	③法定容積率の1/2以上を利用
	(マンション建替えに係る建築物の場合は、法定容積率の1/3以上を利用)
	④1戸あたりの住宅部分の床面積が30㎡以上280㎡以下
	⑤機構の定める技術要件に適合
融資額	・対象事業費の 100%
融資対象	・調査設計計画費、土地・借地権等の取得費、建築工事費、補償費、参加組合員負
事業費	担金等
忌 次 人 如	・年 0.60%(令和5年7月1日現在) 金利は毎月見直し
融資金利	・資金交付時の金利が適用され、翌年度4月に見直し
返済方法	・保留床等の譲渡状況等に応じて、機構が指定する日に元金及び利息を返済
流 汶 坦 四	・建物の検査済証交付日の2年後の応当日以内の日で、個々の事業に応じて機構
返済期限	が設定した返済期日
融資の形態	・約束手形に基づく融資
	・原則として、土地・建物に根抵当権、事業者が有する債権に対する質権、譲渡担
担保・保証	保権等を機構のために第一順位で設定していただきます。
	・融資審査の結果、十分な保証能力のある保証人が必要となる場合があります。
技術基準	・機構が定める技術要件を満たしていただきます。
小 巛 /	・機構が必要と認める場合は、建物へ機構が定める要件を満たす火災保険を付け
火災保険	ていただきます。
手 数 料	・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料は必要ありません。
·声 % /+	・(独)住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部
連絡先	マンション・まちづくり融資グループ 電話 03-5800-8104

(36)-2 まちづくり融資~高齢者向け返済特例(独)住宅金融支援機構 (建替え)

次の全てを満たす方	保証の有無	スク融資で高齢省内の返済分別(24)任 保証ありコース	七並融又張機構 (建音化) 保証なしコース			
・ () 融資申込時に満60歳以上の方(連帯債務者となる方がいる場合は、その方も満60歳以上である必要があります。)	休証の有無		休証なひコース			
 ・ も満60歳以上である必要があります。) ②ご自身が居住する住宅を建設又は、購入する方 ③日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ④年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が年収400万円未満で30%以下、年収400万円以上で35%以下の方 対象物件 ※その他更件あり ※等)により供給される住宅 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額 ①5,000万円 ②一般財団法人高齢者住宅財団が設定する保証限度額 ・年1.58%(全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 融資の形態・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、売ましていただきます。 ・連築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損 			+ /= マタマ ヤン ト 。 チン フ サー ト ハ ー ト			
融資対象者						
③日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ④年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が年収 400 万円未満で 30%以下、年収 400 万円以上で 35%以下の方 対象物件 ※その他悪件あり ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資」の対象となる事業(マンション建替事業等)により供給される住宅 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額①5,000 万円 ②一般財団法人高齢者住宅財団が設定する保証限度額 ・年 1.58%(全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資の形態・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ・機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技術基準・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。建物の火災保険(損害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険(関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険、関害保険会社の火災保険、関害保険会社の火災保険、又は定した。						
②年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合が年収 400 万円未満で30%以下、年収 400 万円以上で 35%以下の方 対象物件 ※その他要件あり ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資」の対象となる事業(マンション建替事業等)により供給される住宅 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額①5,000 万円②一般財団法人高齢者住宅財団が設定する保証限度額 ・年1.58%(全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手つ金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。・池路資生で及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。・池路資住宅及び敷地の売却等によりご返済とていただきます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	融資対象者					
対象物件 ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資」の対象となる事業(マンション建替事業等)により供給される住宅 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額①2,000万円②一般財団法人高齢者住宅財団が設定する保証限度額・年1.58%(全期間固定金利)※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。保証機構が承認している保証機関を利用。保証は必要ありません。 対象物件を対象が表表し、機構が承認している保証機関を利用。保証は必要ありません。 対象物件を対象が表表し、表表を表もいる保証機関を利用。保証は必要ありません。 対象物件を対象が表表し、表表を表もいる保証機関を利用。保証は必要ありません。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災保険						
対象 物件 ※その他要件あり ※美の他要件あり ※美の他要件あり ※美の他要件あり ※表の他要件あり ※次の①又は②のうち、いずれか低い額 ①2,000万円 ②一般財団法人高齢者住宅財団が設定 する保証限度額 ※強制は年利率で毎月見直し 上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、同法書土報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ※返済終了までの間、融資の対象となる事業(マンション建替事業等)の対象となる事業(マンション建替事業等)により無疑い。 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額 ①5,000万円 ②機構による担保評価額(建物及び土地の評価額の合計額×60%) ・年3.38%(全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し 上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月の返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいた場合で、残債務のあるときは、残債務について相続人の方に請求しません。 ・建築物について保証機関を利用。 保証は必要ありません。 「保証は必要ありません。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		④年収に占めるすべての借入れの年間	合計返済額の割合が年収 400 万円未満で			
※その他要件あり 業等)により供給される住宅 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額		30%以下、年収 400 万円以上で 35%	以下の方			
 ・次の①又は②のうち、いずれか低い額	対象物件	・住宅金融支援機構の「まちづくり融資」	」の対象となる事業(マンション建替事			
では、100 万円 できます。 では、200 万円 では、200 万円 できます。 では、200 万円 では、200 万円 できます。 では、200 万円 で	※その他要件あり	業等)により供給される住宅				
融資限度額 ②一般財団法人高齢者住宅財団が設定 する保証限度額 ・建設または購入に当たり負担する額 ・年 1.58% (全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し 上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資化で及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技術 基準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		・次の①又は②のうち、いずれか低い額	・次の①又は②のうち、いずれか低い額			
②一般財団法人高齢者住宅財団が設定 する保証限度額 の評価額の合計額×60%) 融資分象・建設または購入に当たり負担する額 ・年 1.58% (全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 保証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	动次阳安姑	①2,000万円	①5,000万円			
融資 対象 ・建設または購入に当たり負担する額 ・年1.58% (全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し 上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 保証機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 ・違築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	融負限及額	②一般財団法人高齢者住宅財団が設定	②機構による担保評価額(建物及び土地			
 ・年1.58%(全期間固定金利) ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在 上記金利は、令和5年7月1日現在 上記金利は、令和5年7月1日現在 上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・ ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		する保証限度額	の評価額の合計額×60%)			
融資金利 ※金利は年利率で毎月見直し上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	融資対象	・建設または購入に当たり負担する額				
上記金利は、令和5年7月1日現在 ・毎月のご返済は利息のみ ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ・独保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 保証は機構が承認している保証機関を利用。 保満が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		・年 1.58%(全期間固定金利)	・年 3.38%(全期間固定金利)			
・毎月のご返済は利息のみ ・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 融資の形態 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 担 保 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	融資金利	※金利は年利率で毎月見直し	※金利は年利率で毎月見直し			
・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・強資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保証機構が承認している保証機関を利用。保証は必要ありません。 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		上記金利は、令和5年7月1日現在	上記金利は、令和5年7月1日現在			
・借入金の元本は、申込人全員が亡くなられたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険、又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		・毎月のご返済は利息のみ	毎日の写文H 利息の 7.			
返済方法 られたときに、相続人の方からの手元金による支払い、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括返済 ※融資住宅及び敷地の売却等によりご返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 融資の形態・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書土報酬等)はお客様負担です。 保証、機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技術基準・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		・借入金の元本は、申込人全員が亡くな				
返済方法		られたときに、相続人の方からの手元				
返済方法		金による支払い、融資住宅及び敷地の				
※融資住宅及び敷地の売却等によりご 返済いただいた場合で、残債務のある ときは、残債務について相続人の方に 済できない場合、残債務は相続人の方に 請求しません。 融資の形態 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技術基準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	返済方法	売却等の方法により一括返済				
返済いただいても融資金の全額が返済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損		※融資住宅及び敷地の売却等によりご				
済できない場合、残債務は相続人の方に返済していただきます。 融資の形態 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損						
に返済していただきます。			ときは、残債務について相続人の方に			
融資の形態 ・金銭消費賃貸契約に基づく融資です。 担 保 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損			請求しません。			
担 保 ・融資住宅及び土地に機構のために第一順位の抵当権を設定していただきます。 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。 保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	 融資の形態					
担 保 ※担保設定に要する費用(登録免許税、司法書士報酬等)はお客様負担です。						
保 証 機構が承認している保証機関を利用。 保証は必要ありません。 技 術 基 準 ・建築物について、機構が定める技術要件を満たしていただきます。 ・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	担保					
・返済終了までの間、融資の対象となる建物に火災保険(損害保険会社の火災保険 又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損						
又は法律の規定による火災共済)を付けていただきます。建物の火災による損	技術基準	・建築物について、機構が定める技術要	件を満たしていただきます。			
火 災 保 険 害を補償対象としていただきます。保険金額は、融資額以上とします。						
	火災保険					
※融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額(評価額)を超		※融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額(評価額)を超				
える場合は、評価額とします。※火災保険料はお客さまのご負担となります。						
手 数 料 ・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料は必要ありません。	手 数 料					
・(独)住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部	·声 <i>6</i> /2 +	・(独)住宅金融支援機構 マンション	・まちづくり支援部			
連絡 先 マンション・まちづくり融資グループ 電話 03-5800-8104	理	マンション・まちづくり融資グルー	プ 電話 03-5800-8104			

(37) マンション共用部分リフォーム融資(独)住宅金融支援機構(大規模修繕)

融資対象者	・分譲マンションの管理組合			
	・次の項目が管理規約又は総会の決議で定められていること			
	①マンションの共用部分をリフォームすること			
	※耐震診断、長期修繕計画作成等のみを実施する場合も融資の対象となりま			
	ब ं			
	②住宅金融支援機構から資金を借入れること(借入金額、借入期間、借入予定 利率等)			
	③今回の借入れの返済には修繕積立金を充当すること			
	④手持金に充当するために臨時徴収金を徴収する場合は、その旨と徴収額			
	⑤修繕積立金を増額(又は返済金に充当するために一定の額を徴収)する場合 は、その旨と増額後の額			
	⑥管理組合の組合員、業務、役員、総会、理事会及び会計に関する定め			
	⑦管理組合が(公財)マンション管理センターに保証委託をすること			
	・決議を行う総会において、本パンフレット、「商品概要説明書」又は「マンシ			
	ョン共用部分リフォーム融資のご案内【詳細版】」を議案書に添付して配布			
利用可能な	し、説明したこと。また、当該総会の議事録にその旨を記載すること。			
管理組合の	・管理費または組合費により充当すべき経費に修繕積立金を充当できることが管			
条件	理規約で決められていないこと			
	・毎月の返済額(すでに他に借入れがある場合は、当該借入れにかかる返済額を			
	含む)が毎月徴収する修繕積立金の額(返済額に充当するために返済期間中一			
	定額を徴収する場合には、その徴収額を加えた額)の 80%以内となること			
	修繕積立金の滞納割合が 10%超 20%以内である管理組合がお借入れいただく			
	ためには、一定の条件を満たしたうえで、60%以内とする必要があります(詳			
	細は下記連絡先までお問合せください)			
	・修繕積立金が、一年以上定期的に積み立てられており、管理費や組合費と区分			
	して経理されていること			
	また、修繕積立金が適正に保管されており、滞納割合が原則として 10%以内で			
	あること			
	・管理者(代表者)及び借入申込書に記載のその他理事等(会計担当理事等)			
	が、改良工事を行うマンションの区分所有者(自然人)の中から選任されてい			
	ること。			
	・反社会的勢力と関係がないこと			
融資対象	・マンションの共用部分のリフォーム工事費用			
工事費	※専門家による調査設計、耐震診断、長期修繕計画作成等のみを実施する場合も			
	融資の対象となります。			
	・融資対象工事費以内(10万円単位。最低額は100万円(10万円未満切捨て))			
融資額	※補助金等の交付がある場合は、上記の額又は融資対象工事費から補助金等を差			
	し引いた額のいずれか低い額となります。			

	・耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事以外のリフォーム (返済 10年以内) 0.94%		
	(令和5年7月1日現在)		
	・耐震改修工事、浸水対策工事又は省エネルギー対策工事を伴うリフォーム (返済		
融資金利	10 年以内)0.74%		
	(令和5年7月1日現在)		
	・マンションすまい・る債を積立てている場合又はマンション管理計画認定を取		
	得している場合はそれぞれ上記金利より年0.2%引き下げ		
	※申込時の金利が適用される固定金利(金利は毎月見直し)		
	・1~10年(年単位)		
	ただし、次の①~⑧までのいずれかの工事を行う場合は1~20年		
返済期間	①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、④給排水管取替工		
	事、⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、⑦アスベス		
	ト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事		
担保・保証・(公財)マンション管理センターが保証人となり、担保が不要。			
手 数 料	・一部繰上返済手数料及び返済条件変更手数料は必要ありません。		
·声 62 <i>十</i>	・(独)住宅金融支援機構 マンション・まちづくり支援部		
連絡先	マンション・まちづくり融資グループ 電話 03-5800-9366		

■マンション関連支援制度の活用例

大規模修繕工	L事の事例			
設定条件	管理組合の修繕積立金が 3,000 万円あり、住宅金融支援機構より 7,000 万円の融 資を受けて実施する場合(償還期間7年の場合)			
	内容	費用	助成	申請先
勉強会	分譲マンション管理アドバイ ザー制度を活用して勉強会を 開催	約 1. 4 万円 (1 コース)		(公財)東京都 防災・建築 まちづくり センター
修繕計画案の 作成・検討	分譲マンション建替え・改修 アドバイザー制度を活用して 修繕計画案を作成	約 9.8 万円		(公財)東京都 防災・建築 まちづくり センター
大規模修繕に 係る調査	マンション劣化診断調査費助成を活用して本格的な調査を実施	約 250 万円	50 万円	(公財) まちみらい千代田
工事費	修繕積立金に合わせて住宅金 融支援機構からの融資を受け て大規模修繕工事を実施	約1億円		
(融資金利)	住宅金融支援機構から融資を 受けて資金調達、融資金利に 対してマンション改良工事助 成を活用 ※7年間の合計	約 523 万円	約 257 万円	東京都
(債務保証)	住宅金融支援機構の融資を受けるため、マンション管理センターの債務保証を受け、債務保証に対して分譲マンション共用部修繕工事債務保証料助成を活用	約 137. 4 万円	100 万円	(公財) まちみらい千代田
合 計		費用合計 約1億922万円	助成合計 約 407 万円	負担合計 約1億515万円

[※]本例は、想定した試算例です。金利変動や助成申請先には予算等の制約もありますので詳しく は担当部署にお問い合わせ下さい。

建替えの事例				
設定条件	5階建、50戸、69㎡/戸程度、延床面積約4,300㎡、敷地面積1,100㎡のマンションにおいて、建替えと大規模な改修を比較検討して建替えで合意し、同じ規模・戸数で建替えを実施した場合			
	内容	費用	助成	申請先
勉強会	マンション建替え・改修アド バイザー制度 を活用して勉 強会(4回)を開催	約6万円		(公財)東京都 防災・建築 まちづくり センター
建替え計画案の作成・検討	マンション建替え・改修アドバイザー制度を活用して建替え計画案、修繕計画案を作成し、建替え、改修のメリット・デメリットを理解したうえで、建替えの方向で具体的な検討を進めるための検討組織を設置することを決定	約 36 万円		(公財)東京都 防災・建築 まちづくり センター
建替えの実現に向けた調査	マンション再生計画検討助成を活用して、建替えに向けた本格的な事業計画を作成し、検討を進めて建替えを決議	約 1,000 万円	100 万円/ 3年	(公財) まちみらい千代田
既存解体費 土地整備費	優良建築物等整備事業を活 用して、建替えの	約 5,710 万	7,500万円	千代田区
新築工事費	①新築工事 ②外構工事を実施	① 9億300万円 ②約1,100万円	,, 555 /51 3	1 1 VIA
合 計	≠ 异签例表录 助伏内等件に	費用合計 約9億 8,152万円	助成合計 7,600万円	負担合計 約9億552万円

[※]本例は、想定した試算例です。助成申請先には予算等の制約もありますので詳しくは担当部署 にお問い合わせ下さい。

[※]申請先の千代田区については、住宅課と協議して下さい。

耐震改修の事例					
設定条件	5階建、SRC造、50戸、69㎡/戸程度、延床面積約4,300㎡、敷地面積1,100㎡、緊急輸送道路沿道に立地していない分譲マンションにおいて、耐震診断を実施した場合				
	内容 費用 助成 申請先				
勉強会	マンションアドバイザー派遣を活用して耐震診断の必要性についての勉強会を開催し、耐震診断の実施を決定	4.6万円	4.6万円	千代田区	
耐震診断の実 施	マンション耐震診断助成を活用して耐震診断を実施	約 430 万円	430 万円	千代田区	
耐震改修の実 施に向けた勉 強会	マンションアドバイザー派遣を 活用して耐震工事や資金調達の 方法等についての勉強会を開催 し、耐震改修の実施を決定	4.6万円	4.6万円	千代田区	
耐震設計	マンション補強設計助成を活用 して耐震改修のための設計を実施	約 450 万円	約 300 万円	千代田区	
耐震改修	マンション耐震改修等助成を活用して耐震改修を実施	約2億 1,000万円	約 7,000 万円	千代田区	
合 計		費用合計 約2億 1,890万円	助成合計 約7,740万円	負担合計 約1億 4,150万円	

[※]本例は、想定した試算例です。助成申請先には予算等の制約もありますので詳しくは担当部署 にお問い合わせ下さい。

[※]申請先の千代田区については、建築指導課と協議して下さい。

[※]いずれの費用も消費税を除きます(消費税分は別途自己負担いただきます)。

マンション防災計画策定事例				
設定条件	区内の分譲マンションで、マンション防災計画を策定し、エレベーター非常用備蓄キャビネット配付、AED 設置を行い、管理組合で30万円分の備蓄物資を購入した場合			
	内容	費用	助成	申請先
マンション 防災計画 の検討	マンション防災計画等の策定支援【マンション防災アドバイザー派遣】を活用して、マンション防災計画の作成等について勉強会を開催(全10回)	無料		(公財) まちみらい千代田
エレベーター 非常用備蓄 キャビネット 配付	エレベーター非常用備蓄キャビ ネット配付を受け、マンション のエレベーター内の閉じ込め対 策として、非常用の備蓄キャビ ネットを設置	無料		(公財) まちみらい千代田
マンション AED設置	マンションAED設置を受け、 マンションの共用部分でかつオ ートロックの外側にAEDを設 置	無料		(公財) まちみらい千代田
マンション 災害用資器材 等の購入	マンションの災害用資器材等購入費用助成を活用して、マンションの備蓄物資を購入(浸水対策未実施)	30 万円	20 万円 ※新規申請	(公財) まちみらい千代田
マンション 防災訓練 の実施	マンション防災アドバイザー派 遣を活用して、マンション内の 防災訓練を実施(全 10 回)	無料		(公財) まちみらい千代田
合 計		費用合計 30 万円	助成合計 20 万円	負担合計 10万円

[※]本例は、想定した試算例です。助成申請先には予算等の制約もありますので、詳しくはまちみらい千代田までお問い合わせ下さい。

発行:公益財団法人まちみらい千代田

住宅まちづくりグループ

〒101-0054 千代田区神田錦町3-21

千代田プラットフォームスクウェア4階

TEL 03-3233-3223

Mail kyojyu@mm-chiyoda.or.jp